

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で非課税相当まで収入が減少した世帯に給付されます。

令和4年1月から事業を開始しておりますが、以下に該当する方は手続き漏れにご注意ください。

## 【注意が必要な世帯】

- 令和3年1月1日以降に新冠町に転入した方がいる世帯や住民税が未申告の方がいる世帯
- 令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で住民税均等割非課税相当まで収入が減少した世帯

## 【申請窓口】

令和3年12月10日時点の住民登録地

## 【給付要件】

以下のどちらかに該当する世帯

- 世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税の世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響で住民税均等割非課税相当まで収入が減少した世帯

## 【給付金額】

1世帯あたり 10万円

## 【必要書類】

- 本人確認書類のコピー  
(免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- 振込する金融機関口座のコピー  
(金融機関・口座番号・名義人が確認できる部分のコピー)

上記以外にも必要な書類が発生する場合がありますので、ご不明な点がありましたら、お気軽に下記までお問合せください。

新冠町役場 町民生活課 (1階 2番窓口)

電話 : 0146-47-2112

受付時間 : 平日 8:30~17:15